

## 検討会における検討内容について

- 平成13年度より厚生労働省においてドクターヘリ導入促進事業を実施してきたところ、平成19年8月現在、同事業によって整備されたドクターヘリは、累計で10道県11か所（注；静岡県については2か所）となっている。

このような状況において、本年6月、ドクターヘリについて、地域の実情を踏まえつつ全国的に整備することを目標として、「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」（以下「法」と言う。）が成立した。

- 本検討会では、法等により、一定の期限内に対応が求められているものについて、早急に検討を行うこととする。

具体的には、ドクターヘリを用いた救急医療の提供に要する費用に充てるための助成金交付事業を行う法人登録制度を、法施行（平成19年6月27日）から1年以内に設置することから、その具体的基準について検討する。

また、都道府県においては、平成20年4月までに、新たな医療計画を策定することとされており、この中に、ドクターヘリも含めた救急医療提供体制を記載することとしている。この場合のドクターヘリの位置付けについても、一定の整理を行っておく必要がある。

（了）